

秋田県告示第584号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）第10条の規定により、平成25年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成26年12月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
397件（うち、内容の変更を伴う協議件数 37件）
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
397件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
397件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量（トン）			
	最終処分	中間処理	再生利用	合計
燃え殻	-	8,581	-	8,581
汚泥	9,953	20,522	601	31,076
廃油	-	18,941	204	19,145
廃酸	-	7,336	-	7,336
廃アルカリ	-	9,569	-	9,569
廃プラスチック類	928	47,722	32	48,682
木くず	-	286	-	286
繊維くず	-	5	-	5
動植物性残さ	-	250	-	250
金属くず	-	283	5	289
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	167	1,992	1,320	3,479
鉱さい	-	342	-	342
ばいじん	-	16,795	-	16,795
廃PCB等	-	283	-	283
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）	5,351	45,770	-	51,121
合計	16,399	178,679	2,163	197,240

（注）単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

（注）「-」は、値がゼロであることを示している。

- 5 環境保全協力金の納入額
43,936,300円
- 6 環境保全協力金の使途
産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費の一部に充てた。